

## 経営者のための学校情報 拝啓理事長先生

第231号 この資料は全部お読みいただいて140秒です。

今回のテーマ： 奨学金制度について

### 【奨学金の種類】

多くの学校では独自の奨学金制度があり、学生達への経済的サポートを行っています。例としては、成績優秀者への奨学金、教職員子弟への学費免除、兄弟同時在学による学費免除、スポーツ特待生制度などです。奨学金は大きく「給付型（返済義務なし）」か「貸与型（返済義務あり）」に分類されます。

### 【奨学金制度の現状】

独立行政法人「日本学生支援機構」の平成25年度の調査結果によると、奨学金制度を有している学校法人・地方公共団体・奨学金事業団体の合計数は3,877でした（調査対象数：14,785、回答数：11,196）。奨学生数は42.8万人、奨学金総額は121,096百万円となっています。

なお、「学校法人」に限ると、2,203の実施団体、制度数は6,441（給付型73.4%、貸与型26.4%、併用0.2%）、奨学生数は15万人、奨学金総額は45,512百万円となっています。

しかし近年、若者による奨学金の滞納・未返済が問題となっています。その主な原因としては、安定した職業に就けない、学費の高騰で借入高が膨れ上がっていること等が挙げられており、奨学金の返済が3ヶ月以上遅れている人は平成25年度末時点で18.7万人にもものぼります（日本学生支援機構より）。

### 【奨学金の有効な活用方法】

奨学金制度については、その存在と仕組みの周知が重要です。

国や地方団体、民間団体が様々な種類の奨学金を用意していますが、馴染みがないため利用を躊躇してしまうケースや、そもそもその存在自体を知らない学生もいます。奨学金制度は数が多く、利用要件などもそれぞれ異なるため、学生側には理解が難しいとも考えられます。

奨学金制度を理解せず、知らないということで修学の機会を失われることは、学生ばかりでなく、意欲や能力のある学生を望む学校側にとっても不利益となってしまいます。

日本学生支援機構によれば、「奨学金について返済の必要があるとは知らなかった」と答えた学生もいるという調査結果が出ているように、実際に奨学金を借りている学生の中にも、返済条件や利息等の制度内容について十分に理解していない人も多いようです。

入学時から奨学金利用を考えている場合のみでなく、家庭の経済的困窮によって急に奨学金が必要になった場合にも、解決方法があるというアナウンスをしておくことが望ましいでしょう。

一昔前までは広く貸し、その回収資金をまた貸すことができましたが、それが難しくなっています。貸与型の奨学金は、後の回収作業に大きな労力を費やす可能性がありますので、特に規模の小さな学校法人における学校独自の奨学金としては、貸与型ではなく給付型とし、貸与型については他の奨学金団体の制度を紹介するなど、多方面からの活用が有効と思われれます。

### お見逃しなく！

学校法人会計において貸与型奨学金は「貸付金」となります。貸付金は金銭債権ですから、長期にわたって回収困難となった場合には、回収不能見込額を「徴収不能引当金」として計上し、徴収不能処理する必要があります。

なお、会計上の貸付金を減らすことになっても、法的には債権として有効なままです。債権の回収については、弁護士など専門家へご相談ください。